

○諸株式止廢電報 大坂八月四日午後特報 本日の大引相場は山陽鐵道十國十六圓九十五錢

同新十浪十二圓十錢九州鐵道十國廿二圓八十錢なり

元氣豫報

昨夜の九時より今夜の九時まで廿四時(六)北乃

(四)

時事新報

日曜火日五月八年三月廿日

會計法補則
憲法第六十七條即ち既定歲出論に付ては民間は勿論政府部内に於ても解釋を異にしたるもの少なからざりしのみならず之を法律として發布すべき又は臨機應變所謂政治家之伎倆を揮ふて論辨す可きものなるやに付ても色々評議ありし趣なるが論を論決せしと見文昨日官報號外を以て會計法補則として發布せられたり即ち本日の官報欄内に見ゆる通りにして之を去る二月の始より總理大臣より各省へ訓令したるものと照合するに彼は細末に涉り此は要領を摘みたる迄の相違にして議會の議を許さる三種の歲出費目は毫も變る所なく歸り議會の會計権限を縮めたるものにして其當然議し得べき金額は凡そ千五百萬圓内外ある可きと云ふ國會開設の當分成る可き文支議場の請を簡にして無事に年所を終過せんとは我輩の宿論にして即ち此補則の精神も議場の聲識を謀るより外あらざれば我輩も竊に之を解して心に首肯すと雖も公然法律と爲りて發表するに至りては世上の人氣如何ある可きや更に掛念する所あきを得ず八千萬圓前後の歲出中議すべくもの僅に千五百萬圓位に過ぎず畢竟已むを得ざるの事情に出づるといふと雖も民間に於ては定めて失望するふとあらん別に本紙雜報欄内に掲げたる右法律の理由書なるものは憲法の解釋として見るべくに非されども補則第一條なる憲法上の大權に基ける既定の歲出を議會協賛の下に立たしむるは憲法の曾て認めざる所なり云々の文句あるによりて推考するときは兼て民間に議論ありし「既定」の文字の解釋も爰に始めて一決し議會の協賛を俟て後に定まりたるものと既定とするに非ず憲法上既に既定するものにして之を勧かず他の法律の結果による歲出又は政府の義務に屬する歲出などに就ては其法律を左右し又は其義務の性質を辨じて多少の議論もある可けれども第一條の如きは自から別段の趣を存し議會に於て如何とも爲す能はざるものと如し唯「既定」の文字を云々するの外なければ隨て或は憲法解釋を生ずるふとあらん歟次に第二條の法律の結果による歲出に付ては議會若し不服あらば須らく法律を廢す可しと云ふと雖も其事甚だ易からず假令へ多少の改正を加へて費用を削減するふとあるも到底充分の滿足を與ふ可しとは思はれず又第三條なる政府の義務を屬する歲出に付ては其費用を類別するふと最も易からずされば公債利子の如き政府の信用より大關係あるものは格別なれども苟も政府の約束したるものなれば一も二きにあらず之を要するに議會は或は既定の文字を講じても議會の議權外に置くとは如何のものにや疑ふ者もあきに非ず政府の同意に於ては其費用を類別するふとあるが如くなれ共愛に圖却あるは如何にして政府の同意不與意を議會に表明すべきやの一事なり議會が其廢除を請求したる後に不図意なりと云はゝ空しく想ふにも及ばず斯く申すものと本來議會は此等の既定歲出に向ひ全く

大臣が議會に出席して是れは同意なり不図意なりとて一を許諾を許し又許さる様にては議會は全く威儀なきものとなるべし知らず如何にして之を表明すべきやと思ふに何分の簡便法あるべし我輩は之を發見して由て以て官民間の圓滑ならんふと希ふものあり

電

報

大臣が議會に出席して是れは同意なり不図意なりとて一を許諾を許し又許さる様にては議會は全く威儀なきものとなるべし知らず如何にして之を表明すべきやと思ふに何分の簡便法あるべし我輩は之を發見して由て以て官民間の圓滑ならんふと希ふものあり

○有志者の奔走 福井八月四日午前特發
郡制實施に就て郡の離合する所少なからず爲めに有志者は奔走して改正の請願を爲さんとす

○不穏の模様 小川少將 仙臺八月午後特發
縣下伊具郡角田町にては特別町稅の事に關し不穏の模様ありて縣官出張す

○鳥尾子 桑名八月四日午後特發
第四旅團長小川少將は徵兵抽籤見分として本日來縣せり

○鳥尾子 桑名八月四日午後特發
島尾子は京都より來縣し昨日は伊賀の上野本日は津明日は桑名等の各所に於て何れも懇話會を開く旨

○コレラ病の發生 中津八月四日午前特發
士相買上案及び十分一稅案を廢棄したり併し來期には再び提出するならん云ふ

○英國議院及びスミス氏 倫敦七月十一日發
英國政府は先きに議院に呈出したる議案即ち愛蘭又マーランクの火災に罹りし難民救助の爲め再び三十萬フランを支出するふとを望むと云ふ

○佛國議院の近況 巴里七月十七日發
下院は尙ほ直接稅に關する法律を討論中なり

○選舉王族の一一行 は豫記の如く昨四日午前六時五分新橋發の汽車に乘じ名古屋より京阪地方へ向けて出發したり夜に付小松大將宮を始め陸軍將校等は何れも新橋停車場迄見送りたるよし

○三大臣の出閑 西郷、松方、山田の三大臣は昨四日午前十一時頃より臨時内閣へ參集し松方、山田の兩大臣は午後一時頃西郷大臣は同三時頃退出したりと

○青木外務大臣 は今五日より那須の別荘へ赴く由にて凡そ四週間滞在の見込みなりと云ふ

○鉄任辭令 任高根縣記官(鉄任官主等) 高根縣島司 伊藤石介

任高根縣島司(八月一日) 高根縣島司正八位 赤岡 丹波

殿掌取締付(年俸百三十圓下限) 正五位男爵 松岡 伸喜

大臣官房秘書(命官(音通)事務局免) 文部省學事官 大島 謙治

普通學務局(秘書)命官(文部省) 文部省學事官 内藤 重行

自今年度金五百五十圓下限(以上八月二日) 島田太郎

農業試験場監督官(農業試験場) 松原義之助

神奈川縣(出張)命官(東上八月一日農業試験場)

○改進黨許諾議會の決議 改進黨の許諾議員二十餘名は

崎、鶴田、加藤の三氏(京橋警察署へ召喚せられ通歩黨

聯合の事は政社法に懸念するものなれば聞く注目する可

○七月限受渡米の格付検査 昨四日午前九時より東京

きたるに差當り京橋警察署の口達に對しては尾崎氏を總代として改進黨は必ず違法の運動を爲さる可き旨を回答する事に決し次に斯く政社の交通を嚴禁するが如き不自由ある法律の下に在りて政黨を存し置くも到底思ふまことに運動すると能はざれば寧ろ改進黨を解きて縦横の運動を爲すに便あらしめんとの議を提出したるものありしも頗る重大の事件があれば衆員熟考の上決定する方宜しかる可として次回の評議に延はす事を爲し終りに政府に向て政社法改正の建議を爲さんとの問題を議したるに殆んど満場一致にて可決し肥塙、加藤、吉田の三氏に托して建白書を起草せしめ同志者の調印を纏め至急其筋へ提出すると爲し尚政府に聽かれずなんば憲法第五十條に基き来る十一月を待て帝國議會に

定する方宜しかる可として次回の評議に延はす事を爲し終りに政府に向て政社法改正の建議を爲さんとの問題を議したるに殆んど満場一致にて可決し肥塙、加藤、吉田の三氏に托して建白書を起草せしめ同志者の調印を纏め至急其筋へ提出すると爲し尚政府に聽かれず

○補欠選舉會 越町區にては來る九月一日市會議員の補欠選舉會を開く筈なり其實格を有する者は一級二十人二級百十四人、三級六百人ありと

○關係人の召喚 東京輕罪裁判所豫審廷に於ては府下十二區選出の衆議院議員高木正年氏に係る收賄事件に關し昨日四日荏原郡蒲田村の梅林久三郎の娘ソノを始め吉岡逢之助、宮澤要四郎、齋藤徳太郎等の關係人と召喚して松岡豫審判事が取調べを爲したりと

○補欠選舉會 越町區にては來る九月一日市會議員の補欠選舉會を開く筈なり其實格を有する者は一級二十人二級百十四人、三級六百人ありと

○コレラ黴菌の調査 遷信省附屬明治丸に發生したるコレラ病患者の下泄物に就きコレラ黴菌調査方を神戸病院長に命し顯微鏡試験を施行せしに各フレバーリト中に夥多のコレラ黴菌あると確認せり患者は昨日午前十時和田岬避病院にて死亡すと去る二日付の報告ありたるよし

○帝國水產會社臨時總會の再延期 水產會社の臨時總會は一昨三日午前九時より芝公園内彌生館に於て開會したるに九十名の出席にて未だ本會議に入らざるに先づ稻本辰三郎氏は同く染物に付何れも不當の審査を受けたりとて自下起訴の準備最中なりと云ふ

○審查訴訟の準備 山十營油製造家岩崎重次郎氏が博覧會審査不當の訴訟を起してより以來種々其不當を鳴らす者出で來り今度亦西村勝二氏は其出品せし煉瓦石に付稻本辰三郎氏は同く染物に付何れも不當の審査を受けたりとて自下起訴の準備最中なりと云ふ

○帝國水產會社臨時總會の再延期 水產會社の臨時總會は一昨三日午前九時より芝公園内彌生館に於て開會したるに九十名の出席にて未だ本會議に入らざるに先づ稻本辰三郎氏は同く染物に付何れも不當の審査を受けたりとて自下起訴の準備最中なりと云ふ

○帝國水產會社臨時總會の再延期 水產會社の臨時總會は一昨三日午前九時より芝公園内彌生館に於て開會したるに九十名の出席にて未だ本會議に入らざるに先づ稻本辰三郎氏は同く染物に付何れも不當の審査を受けたりとて自下起訴の準備最中なりと云ふ